

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	母子父子寡婦福祉資金貸付金電子計算システム 基礎 項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良県は、母子父子寡婦福祉資金貸付金電子計算システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

奈良県知事

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子、父子、寡婦福祉資金貸付金に関する事務
②事務の概要	母子、父子、寡婦福祉資金貸付金は母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第31条の6、第32条及び附則第3条、第6条の規定に基づき、母子、父子、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、扶養している児童の修学に必要な資金等を貸し付けるものである。 また、平成14年の児童扶養手当法改正に伴い児童扶養手当の改正前より受給していた手当の受給額が減額となったものに対して、改正後5年間その差額を貸し付ける資金(特例児童福祉資金)の貸付を受けた者について、その償還ができなくなったと認められる場合は、償還未済額の一部の償還を免除する事ができる。 ・資金の貸付に関する業務 1 申請受付業務 (各福祉事務所は、事前面談の後「母子、父子、寡婦福祉資金貸付申請書」等の各申請書を受付。各申請書内容確認及び添付書類の内容確認を行う。こども家庭課へ、1回/月進達を行う。こども家庭課では、進達された申請書等の記載内容・添付書類の確認を行い、データをシステムに入力する。) 2 貸付決定業務 (申請書等の記載内容・添付書類の確認により、貸付が適当と認められた者に対し、「貸付決定書」の送付とともに資金の貸付を行う。) ・特例児童福祉資金の償還の免除に関する業務 1 申請受付業務 (各福祉事務所は、事前面談の後「償還免除申請書」等の各申請書を受付。各申請書内容確認及び添付書類の内容確認を行う。こども家庭課へ、随時進達を行う。こども家庭課では、進達された申請書等の記載内容・添付書類の確認を行い、データをシステムに入力する。) 2 償還免除決定業務 (申請書等の記載内容・添付書類の確認により、償還ができないと認められた者に対し、償還未済額の一部の償還免除を行う。)
③システムの名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金電子計算システム

2. 特定個人情報ファイル名

母子父子寡婦福祉資金情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の43の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第34条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項、30の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ト、同条第2号から第6号まで、第44条第1号ト及び同条第2号から第6号まで ※番号法第19条第8号 別表第二の30の項に係る主務省令は未制定 [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の63の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第34条各号

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長

6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部法務文書課県政情報公開係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局こども家庭課 家庭福祉係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8678 FAX:0742-27-8107

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども家庭課長 小出 恒規	こども家庭課長 奥田 善之	事後	人事異動による修正 (その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告)
平成31年3月8日	IV リスク対策		「リスク対策」に関する記載を追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
平成31年3月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	奈良県健康福祉部こども・女性局こども家庭課	奈良県福祉医療部こども・女性局こども家庭課	事後	組織再編による修正
平成31年3月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども家庭課長 奥田 義之	こども家庭課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
平成31年3月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課県政情報係	総務部法務文書課県政情報係	事後	組織再編による修正
平成31年3月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	奈良県健康福祉部こども・女性局こども家庭課家庭福祉係	奈良県福祉医療部こども・女性局こども家庭課家庭福祉係	事後	組織再編による修正
平成31年3月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年11月30日	平成30年12月31日	事後	時点修正
平成31年3月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年11月30日	平成30年12月31日	事後	時点修正
令和2年3月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ト、同条第2号から第5号まで、第44条第1号ト及び同条第2号から第5号まで ※番号法第19条第7号 別表第二の30の項に係る主務省令は未制定 [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の63の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第34条各号	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項、30の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ト、同条第2号から第6号まで、第44条第1号ト及び同条第2号から第6号まで ※番号法第19条第7号 別表第二の30の項に係る主務省令は未制定 [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の63の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第34条各号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月17日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年12月31日	令和1年12月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年12月31日	令和1年12月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部法務文書課県政情報係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	総務部法務文書課県政情報公関係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	奈良県福祉医療部こども・女性局こども家庭課	奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局こども家庭課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	奈良県福祉医療部こども・女性局こども家庭課 家庭福祉係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8678 FAX:0742-27-8107	奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局こども家庭課 家庭福祉係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8678 FAX:0742-27-8107	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月24日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項、30の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ト、同条第2号から第6号まで、第44条第1号ト及び同条第2号から第6号まで ※番号法第19条第7号 別表第二の30の項に係る主務省令は未制定 [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の63の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第34条各号	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項、30の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ト、同条第2号から第6号まで、第44条第1号ト及び同条第2号から第6号まで ※番号法第19条第8号 別表第二の30の項に係る主務省令は未制定 [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の63の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第34条各号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告